第４章

基本目標ごとの取組（行動計画）

第４章　基本目標ごとの取組（行動計画）

【基本目標１】こども・若者の権利及び利益を尊重する地域づくり

＜現状と課題＞

・身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクトといった「こどもの権利」を侵害する事件が増加しており、こどもや若者が安全・安心に生活を送ることができるよう、こども･若者の権利や利益を尊重する大切さについて、更に理解を促進することが必要です。

・地域と連携しながら、当事者であるこども・若者の意見を聴き、施策に反映し、こども・若者の視点に立った取組を推進します。

施策１　こども・若者の権利に関する理解促進

方向１	児童の権利に関する条約の普及やいじめ、児童虐待などの権利侵害行為から児童を守るための普及啓発
主な取組	・「人権教室」の活用など多様な場面での啓発。 ・オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンの周知など児童虐待防止の広報啓発。 ・こども自身が悩みを相談できる窓口（子供ＳＯＳダイヤル）の広報啓発。

方向２	大人たちがこども・若者の権利を理解し尊重するための普及啓発
主な取組	・「世界子どもの日」などの人権についての周知啓発。

施策２　こども・若者の意見表明・参加の促進

方向１	施策等へのこども・若者の意見の反映
主な取組	・こどものワークショップなどの開催などにより、こどもたちの視点から検証し、必要に応じ各施策に反映。

方向２	地域社会や学校において、こどもたちの声を反映させるための仕組づくり
主な取組	・地域学校協働活動などにより学校の授業等を通しこどもの意見を聴取。

【基本目標２】こどもと親の育ちを支える環境づくり

＜現状と課題＞

・こどもの身体と心の健康増進を図り、知的・社会的な適応能力を高め、情操を豊かにする遊びや生活の場となる活動を推進します。

・健全な食生活を実践できるように、ライフステージに応じた食に関する知識を学ぶ場を提供します。

・障がいや特別な支援の必要なこどもがいる家庭のニーズに対し、相談・助言、関係機関の連携を図り、包括的な支援を行います。

・近年、児童虐待に関する相談件数は増加傾向にあるため、地域全体が子育てをすることを念頭に地域ネットワークを活用し、虐待防止と早期発見、虐待児童の保護に努めます。

・家族を介護するヤングケアラー、子育てに不安を抱える親、ひきこもりに悩んでいる家庭がいることから、こどもと親両方への支援の体制を強化します。

施策１　こどもの健全育成等の推進

方向１	多様な遊びや体験などの機会づくり
主な取組	・全てのこどもが自然体験、文化芸術体験などの多様な体験活動を行う機会拡充を継続。
方向２	地域全体でこどもの健全育成を推進するため、少年団などの社会参加・地域活動の推進とその指導者や地域ボランティアの発掘・養成
主な取組	・文化・スポーツ少年団など地域の団体活動を推進し、その指導者の育成や地域ボランティアの協力を得て、地域におけるこどもの健全育成活動の推進を継続。
方向３	児童・生徒の問題行動の未然防止活動
主な取組	・非行や問題行動などの未然防止のため、関係機関と連携を図り、巡視指導活動、通報相談活動、広報活動を継続。 ・スマートフォンやＳＮＳ・ソーシャルゲームなどを利用した他者との関わりなど、現在の環境に見合った健全育成対策の推進。

施策２　食育の促進

方向１	乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食の指導や食事づくりなどの体験学習の推進
主な取組	・保育園等に通う児童や保護者を対象とした、栄養士等による食育とクッキング保育の充実。 ・保育園等における「三角食べ」「三色食品群」等の食育の実施。 ・小学校の栄養教諭による食育教育の充実。 ・小中学校における「かみかみ給食」の実施。 ・「早寝・早起き・朝ごはん」など基本的な生活習慣定着に向けた普及啓発。

方向２	給食調理に関する栄養士の研修の充実や食に関する情報提供の継続
主な取組	・保育園等調理担当者を対象とした研修会及び担当者会議の開催。 ・食に関する健康課題に応じた指導の強化、研修会の開催。

方向３	学校給食について、自校給食の充実
主な取組	・自校給食の継続。

方向４	地場産品の給食食材の提供
主な取組	・道産食材の積極的な利用。 ・「おとぷけ給食」の実施。 ・「おおそでくん・キッチン」の実施。

方向５	妊婦・乳幼児栄養指導
主な取組	・乳幼児健康診査、各種相談・教室において、個人の状況や発達段階に合わせた栄養指導の継続。

施策３　障がい等のあるこどもの支援の充実

方向１	関係部門が連携をとり、障がいに応じた専門機関のサポートを受けながら支援体制の充実を図る
主な取組	・より身近な地域で、適切な支援を行うため、子ども発達支援センターや、ことばの教室等における指導体制の充実。 ・早期療育の充実と保護者の経済的負担の軽減を図るため、通園やリハビリテーション等に要する交通費の助成を継続。

方向２	発達の不安や障がい等のあるこどもを育てる保護者への支援体制の充実を図る
主な取組	・心身の発達の遅れや障がい、慢性疾患を有するこども等支援が必要な家庭を訪問し、関係機関と連携を図りながら、育児不安を軽減。 ・発達に不安のある未就園児と保護者を対象とした遊びの教室の開催。

方向３	特別な教育的支援の必要な児童・生徒への指導及び施設整備の充実を図る
主な取組	・特別支援学級における生活介助員の派遣、通常学級における学習支援員の配置など学習支援体制の充実。

方向４	保育園等において、医療行為が必要な児童の受け入れなど、インクルージョンの推進を図る
主な取組	・小中学校や保育園等において医療的ケアが必要な児童・生徒等を支援するため看護師を派遣。

施策４　児童虐待防止対策の充実

方向１	関係機関の連携協力による相談・対応の充実を図るとともに、児童虐待の防止と早期発見のため、地域のネットワーク化を推進
主な取組	・妊産婦・乳幼児健康診査や保健活動、乳児家庭全戸訪問事業を通じ、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、支援を行う。 ・各担当部局や関係機関との連携を強化するとともに、民生委員・児童委員をはじめとした「地域のちから」の助けを借り、児童虐待を防止。 ・要保護・要支援児童への組織的な対応及び評価を確保するため、道などが実施する講習会等への参加等を通じた体制の強化及び資質の向上を図る。 ・児童相談所をはじめとした関係機関と連携し、児童虐待による死亡事例等の重大事例の発生を食い止める体制を強化。
方向２	児童虐待防止対策からアフターケアに至る総合的な支援を進めるため、要保護児童対策地域協議会を活用
主な取組	・要保護児童対策地域協議会の充実。

施策５　相談支援体制の拡充

方向１	こども家庭センターの設置により全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な相談支援体制の強化
主な取組	・虐待発生時の情報の統括や対応について関係機関と連携し対応。 ・子育てについての相談支援。 ・支援が必要なこども、妊産婦等へのサポートプランの作成。 ・ヤングケアラーに関する実態把握と相談支援。 ・児童虐待に関する相談及び関係機関と連携した対応。 ・子育てについて学ぶ機会の提供。
方向２	ひきこもりの相談及び支援の充実
主な取組	・ひきこもりの最初の相談窓口となる「こもりびと」の継続実施。 ・ひきこもりの体験談や意見交換会である「こもりびとしゃべり場」の開催。

【基本目標３】家庭の子育てを支援する地域づくり

＜現状と課題＞

・共働き世帯の増加による仕事と子育ての両立への支援として、就園・未就園に関わらず全てのこどもが教育・保育を受けられるサービスの充実、地域住民による協力体制を進めます。

・こどもと若者の健全育成のための居場所づくりを進めます。

・こどもの貧困は生活困窮・学習面の支障・心理的な問題を抱えていることから経済・教育・就労・相談などの支援を行います。

・ひとり親家庭等は子育てと生計を一人で担い困難な場合があるため、子育て支援と経済的支援を行います。

施策１　教育・保育・子育て支援サービスの充実

方向１	未就園の親子の子育て支援から、保育園等における教育・保育、一時預かりなどの質の高い教育・保育の推進
主な取組	・保護者の就労の有無や形態に左右されず、就学前のこどもに適切な幼児教育・保育の機会を提供し、その時期にふさわしい成長を促すため「認定こども園」を推進。 ・保護者の就労形態の多様化などによる保育時間延長のニーズに対応する延長保育事業の継続。 ・障がい児が安心して保育を受けられる環境の充実。 ・パート雇用等の就労形態の多様化や保護者の急な病気やけが、育児等に伴う心理的・肉体的負担の軽減その他の理由による一時的・緊急的な預かりの継続。 ・保育園等に入園中の児童が病気の急性期、又は回復期にあり、集団保育が困難な期間、専用スペースにおいて預かる病児保育及び病後児保育の実施。 ・保護者の就労形態の多様化により、日曜日・祝日においても保育を必要とする児童を預かる休日保育の実施。

方向２	保護者のニーズに応じた子育て支援の充実
主な取組	・子育て家庭における孤立感や不安感を軽減し、全てのこどもの育ちを応援する「こども誰でも通園制度」の導入。 ・利用者にとって分かりやすく、円滑な支援を実施するため、担当職員を役場やこども家庭センター、子育て支援センターに配置し、こどもに関する保護者の相談に応じ、個々の状況に合う保育サービス等の情報を提供する利用者支援事業を実施。 ・家庭内で養育をしている親子を対象に、育児不安などの相談や情報提供、親子遊びの広場、育児サークルの育成支援などを行う地域子育て支援センターの充実。 ・保護者の出産や急病、育児疲れなどで一時的にこどもを養育できない場合に、宿泊可能な施設や里親宅等で預かりを実施。 ・家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て世帯等へ養育環境を整えるために家事、子育て等の支援を実施。

施策２　子育ての相互援助活動の推進

方向１	保護者の緊急・一時的なニーズに応じた地域住民の支援
主な取組	・子育ての支援をして欲しい人と援助したい人が会員となり相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業を実施。

施策３　良質な保育の確保と情報提供の充実

方向１	教育・保育職員の質の向上
主な取組	・地域の教育機関等との連携を図り、研修の機会の確保や研修内容の充実。 ・人材育成の観点から、第三者の目により客観的に問題点を把握し、改善するよう外部評価を受けることを推進。

方向２	利用者にとって分かりやすい情報提供・相談体制の充実
主な取組	・広報紙、パンフレット、ホームページ、子育てサイト・ガイドブック、ＳＮＳ等様々な媒体を活用し、子育て家庭に必要な情報を提供。 ・各関係機関において、職員の資質の向上及び相談しやすい環境づくりを推進するとともに、関係機関相互の連携を強化。 ・保育人材の確保を図るため、子育て支援員の活用や保育現場のＩＣＴ化による保育士勤務環境の改善に向けた支援を実施。

施策４　全てのこども・若者の健やかな育成支援の推進

方向１	こども・若者たちが地域で自由に遊び、安全に過ごすことができるような「こどもの居場所」となる環境づくりの推進
主な取組	・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ・学童保育）に沿った放課後などの居場所の充実。 ・「放課後児童対策パッケージ」を踏まえ、引き続き継続的かつ計画的な取組を推進。 ・「児童福祉施設の整備等に関する計画」に基づいた学童保育所や子育て関連施設等の整備、環境改善。 ・こども・若者が気軽に参加できるスポーツサークル等の推進。

施策５　こどもの貧困の解消に関する支援の充実の推進

方向１	教育の機会の充実
主な取組	・児童・生徒の将来に生かせる基礎学力や知識の習得・向上を図るよう指導し学校教育による確かな学力の向上を図る。 ・小中学校に心の教室相談員やスクールカウンセラー、学校教育相談員を派遣し、いじめや不登校など様々な問題を抱えている児童・生徒への相談支援を行い教育相談体制の充実を図る。 ・不登校児童・生徒が学校に行けない間、学校以外の様々な学習活動の機会や場を設け、立ち直りの指導と同時に「心の居場所」を作ることで、自立を促し、学校生活への復帰を含めた社会的自立を支援し、援助する。 ・学習へのつまずきの解消や学習習慣の定着を図ることを目的に学童保育所を活用した学習支援事業を実施。 ・音更町教育委員会が実施する宿泊体験学習等における参加費の一部を低所得者世帯に補助。 ・こども自身が料理を作り将来にわたって自立した生活を送ることができるよう支援することを目的とした調理実習事業の実施。

方向２	生活の支援の充実
主な取組	・妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を提供することを目的として、妊娠、出産及び子育てに関する相談に応じるとともに支援を行う「こども家庭センター」を設置。 ・こどもが病気等のために保育園等に行けないときに一時的にこどもを預かる病児・病後児保育の実施。 ・保護者の就労及び家族形態の多様化による一時的な保育需要に対応するため、会員が育児等に関する相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業を実施。 ・こどもたちの居場所等として設置されているこども食堂への取組等への支援。 ・養育に問題が生じ困難を抱える児童の適切な保護又は何らかの支援が必要な児童若しくは妊娠中に特別な支援や配慮が必要とされる妊婦への適切な支援を図るために、関係機関が情報を共有し、支援をしていくため要保護児童対策地域協議会を開催。

方向３	保護者への就労の支援
主な取組	・保護者がより安定した収入を得られるよう、ハローワークや専門相談先の紹介など、就労の初期相談窓口として支援を行う就労相談業務の実施。 ・ワークライフバランスに配慮した働き方改革を推進するため、企業へ広く周知活動を実施。

方向４	経済的支援の充実
主な取組	・18 歳以下の児童を養育する保護者等に、家庭生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、児童手当を支給。 ・父母の離婚などによる、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を図ることを目的として、18 歳（政令で定める障がいの状態にある場合は 20 歳）以下の児童を養育しているひとり親家庭等に対して、児童扶養手当を支給。 ・障がい児の福祉増進を図るため、20 歳未満の心身に障がいのあるこどもを養育する保護者等に特別児童扶養手当を支給。 ・０歳から 15 歳になった日以後の最初の３月 31 日まで（中学校を卒業するまで）のこどもの通院・入院に係る医療費の自己負担額の助成の実施。 ・20 歳までのこどものいるひとり親家庭等で、所得制限の基準額未満である人の通院・入院に係る医療費自己負担額の助成の実施。 ・心身の傷病や離婚、失業などにより収入等がなくなり生活が困窮する人に対して、最低限の生活を保障するため、生活保護による自立の支援。 ・重度の障がいのため、日常生活において常時介護を必要とする 20 歳未満の人に手当を支給。 ・公営住宅の入居基準を満たす 18 歳までの児童・生徒を養育している世帯等に対し、一定期間の家賃と仲介手数料の一部を補助する子育て世帯向け民間賃貸住宅家賃補助を実施。 ・公営住宅の入居基準を満たす世帯に対し、町が借り上げた民間賃貸住宅を公営住宅として転貸する既存借上型公営住宅制度の実施。 ・北海道母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の周知や利用の促進。 ・認定こども園等に対して保護者が負担する日用品や文房具等の教育・保育に必要な物品の購入費用又は行事参加費用等について世帯所得の状況等を勘案して助成。 ・経済的な理由により給食費などの負担が困難な小中学生の児童・生徒のいる家庭に対して、就学援助を実施。 ・一定の要件を満たした世帯に対し、保育施設等で給食費（副食費）の免除を実施。 ・経済的理由により、高等学校への就学が困難な生徒に対し、奨学資金を給付。 ・低所得妊婦の初回産科受診料助成の実施。 ・妊婦一般健康診査及び産婦健康診査に要した自己負担額の助成の実施。

方向５	相談支援の充実
主な取組	・方向４の取組を推進するため、重層的支援体制を始めとした相談の展開と円滑な連携の促進。

施策６　ひとり親家庭への支援の充実の推進

方向１	ひとり親家庭に対する経済的支援や就労支援などの取組の充実
主な取組	・子育て・生活支援として、保育園入園等における配慮やサービス利用における助成の実施。 ・ひとり親家庭の母又は父及び児童・生徒の健康の保持と福祉の増進及び負担の軽減を図るため、ひとり親家庭等に対する医療費の助成を継続。 ・ひとり親家庭の経済的自立が図られるよう、就労支援事業等の活用促進。 ・こどもの貧困の解消に向けた対策に資するよう、ひとり親家庭への支援施策の充実。 ・ひとり親家庭の父母の経済的自立と生活意欲の助長・増進のため、帯広大谷短期大学社会福祉科介護福祉専攻に就学する経費を支援するひとり親家庭等自立支援事業の実施。

施策７　仕事と家庭の両立支援の促進

方向１	多様な働き方の選択ができるよう働き方の見直しを推進
主な取組	・子育てしやすい労働環境、多様な雇用環境の整備に柔軟に対応する事業所の拡大を図るため、子育て支援関係法令の情報提供。

方向２	仕事と子育ての両立の推進
主な取組	・仕事と子育てを両立しやすい職場環境整備のため、育児休暇の取得促進や短時間勤務制度導入など多様な働き方に関する情報提供の充実。 ・夫婦がお互い協力して子育てをしていく気運を醸成するための広報啓発活動や子育てに関する情報提供の充実。

施策８　子育て家庭における経済的な負担軽減の推進

方向１	子育て家庭への経済的支援及び制度の周知の強化
主な取組	・保育料の軽減、無償化の実施。 ・乳幼児及び児童の健康の保持と福祉の増進及び負担軽減を図るため、小学校就学前（住民税非課税世帯は中学校卒業前）のこどもに対する医療費の自己負担額の全額助成、小中学生に対する医療費を自己負担分１割とする助成を継続。 ・子育てガイドブックやホームページなどにより各種手当や補助等の案内をし、制度を利用することで家庭の経済的な負担の軽減を支援。

【基本目標４】こどもと親の健康づくり

＜現状と課題＞

・核家族化や地域のつながりの希薄化により、妊産婦や子育てをしている方の不安や負担が増えている現状から、地域レベルでの妊娠から出産、乳幼児、児童、生徒、若者までの継続した支えといった、切れ目のない支援が必要です。

・支援サービスの充実に加え、利用者側の生活や親子の育ちに鑑み、利用者を中心に考えた、利用しやすい寄り添った支援体制が重要です。

・児童、生徒、若者への正しい保健教育、有害対策教育、栄養指導を行い、将来のライフプランを考えた健康な生活を送るための知識を深めます。

・成育医療等基本方針に基づき、こども・若者への切れ目のない保健・医療の提供の確保を整備します。

施策１　安心してこどもを産み育てるための環境整備

方向１	妊娠から出産・子育てまでの切れ目のない母子保健の支援の充実
主な取組	・妊婦の健康保持・増進を図るため、母子健康手帳の交付及び妊婦一般健康診査受診票の交付。 ・妊娠時から出産・育児等の見通しを立てるための面談や必要な支援につなぐ伴走型相談支援の実施。 ・産後ケア、産前産後サポートによる妊産婦のメンタルヘルスに係る取組の強化。 ・特定妊婦や生活環境・健康上のハイリスク者で支援が必要な妊産婦について保健師による訪問指導の実施。 ・妊婦とその夫を対象に、出産・育児について正しい知識の普及と仲間づくりの場を提供。 ・不妊・不育症治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担を軽減。 ・妊産婦健診に要する費用を助成し経済的負担を軽減。 ・低所得の妊婦の初回産科受診料を助成し経済的負担を軽減。

方向２	男女共に、性や妊娠に関する正しい知識と、栄養管理も含めた健康管理を促すプレコンセプションケアの推進
主な取組	・ホームページ等、各種広報媒体を活用したプレコンセプションケアの普及啓発の実施。 ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発。

施策２　母親とこどもの健康の確保

方向１	より良い生活習慣の確立と育児不安の解消を図るため、妊婦・乳幼児健康診査、相談、訪問等を通じて、知識の普及啓発や支援体制の充実
主な取組	・こどもの健やかな発育と育児不安の解消を図るため、乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業を実施。 ・各種健診・相談・訪問を通じ、妊産婦・乳幼児の健康増進と子育ての悩みごとへの対応を図る。 ・妊娠・授乳時の喫煙や飲酒のリスクの啓発や、家庭内の事故防止対策の重要性を周知。 ・乳幼児から学校・保育園等を通じて関係機関と健康課題を共有し、取組を推進する。

施策３　思春期保健対策の充実

方向１	学校教育において実施されている、児童・生徒の発達段階に応じた性教育や喫煙防止教育等について、今後更に関係機関と連携し、性や性感染症予防の教育、喫煙や薬物に関する知識について普及啓発
主な取組	・こどもたち自身が心身の健康に関心を持ち、健康の維持・向上に取り組めるよう、相談体制や健康教育を充実。 ・10 代の自殺等といった思春期における課題の重要性を踏まえ、心の問題に対処するため、相談体制を充実。 ・各学校において特別の教科、道徳や保健体育など教科横断的な学びによる「いのちの安全教育」の実施。 ・未成年の飲酒や喫煙、薬物等の影響について、保護者等をはじめ、地域ぐるみの普及啓発を実施。

施策４　小児医療等の充実

方向１	医療機関の協力の下で、予防接種などにより、感染症の発生や蔓延を予防するとともに、医療現場における育児等の相談体制を充実
主な取組	・感染症の発生、蔓延予防のため、法で定められた定期の予防接種を実施。 ・保育園等、小中学校において健康診断を実施し、病気の予防や保健指導を推進。

【基本目標５】こども・若者が豊かに育つ環境づくり

＜現状と課題＞

・こどもと若者が豊かに育つためには、安全で整った教育環境が必要です。こどもと若者に対し、有害なものへの対策知識を指導するとともに、地域ぐるみで大人たちが防犯体制を強化します。
・保育・教育機関を通じた親に対する家庭への教育力の啓発による家庭での教育力向上、地域社会活動への参加による地域での教育力向上を目指します。
・こどもたちがボランティアや地域の子育て世帯との交流など、直接のふれあいを通じた現場教育による、家庭を持つことの意義について学ぶ機会を作ります。
・誰でも快適に学べる学校生活のため、学習内容・設備・備品の整備を行います。
・悩み・いじめなどの問題に適切に対応・防止する体制を整えます。

施策１　学校の教育環境の整備

方向１	安全な学校生活を送ることができるよう、施設・設備の更新、整備を順次進めるとともに、地域と連携した防犯対策の実施
主な取組	・学校の教育環境を向上し、学校施設・設備の整備の継続。 ・地域住民に登下校時の見守り体制への協力を依頼するなど、児童・生徒の安全の確保を図るとともに、各校で不審者侵入時対策を実施し、防犯体制を強化。

施策２　家庭や地域の教育力の向上

方向１	「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を踏まえ、家庭の教育力を向上
主な取組	・家庭の教育力の向上に当たっては、保育園等や小中学校等の保護者会や行事等を通して、家庭教育の重要性の啓発。 ・家庭教育に関する学習の機会や情報の提供、相談体制の充実。
方向２	地域の教育力の向上に当たっては、児童・生徒の地域行事への参加やＰＴＡ活動、町内会活動、生涯学習活動等との連携・交流の促進の他、育児サークルの育成や各種スポーツ活動等の活性化を推進
主な取組	・多様な経験を積みながら、健康に育つよう自然体験、文化芸術体験などの多様な体験活動を行う機会を拡充。 ・リーダー研修など様々な交流体験活動や集団活動の実施。 ・関係機関との連携による交流事業の充実。

施策３　有害環境対策の充実

方向１	薬物乱用等、非行問題の現状を把握し、関係機関と情報交換する。また、スマートフォン等の普及を踏まえた有害環境への対策やインターネットについて、こどもが正しい知識を習得するための効果的な対応を検討
主な取組	・薬物等の有害性や危険性に関する正しい知識の啓発。 ・有害サイトへのアクセス防止のため、保護者に対し、フィルタリング等の対策や家庭でのインターネット利用のルールづくりの啓発。

施策４　次代の親づくりのための教育の推進

方向１	各種ボランティア活動や体験・交流活動を通じて、男女が協力して家庭を築くことやこどもを生み育てることの意義についての教育・広報・啓発の実施
主な取組	・小中学生が未就学児と交流する機会の推進。 ・ホームページ等各種広報媒体を活用した次代の親づくりの普及啓発を実施。

施策５　学校教育の充実

方向１	ＴＴ（ティームティーチング）や習熟度別少人数指導を進め、学力の向上を図るとともに、学習内容を充実
主な取組	・児童・生徒の実態に合わせた指導を行うため、各学校で学校課題や児童・生徒の学習状況に応じてＴＴ指導、習熟度別少人数指導の実施。
方向２	ＩＣＴを効果的に活用した学習活動の充実
主な取組	・タブレット端末などのＩＣＴ機器を効果的に活用し「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図る。
方向３	いじめや不登校など児童・生徒の課題に対する相談指導体制の充実
主な取組	・いじめ問題等対策委員会においていじめ早期発見のための実態調査や未然防止策の研究を実施。 ・不登校児等個々の実態に即して意欲や自立心を培い学校復帰を含めた社会的自立を支援するため、教育支援センター「ふれあい教室」、「ふれあい柳町教室（ほっと）」を設置。
方向４	障がいのある児童・生徒の学習支援を実施する等、特別支援教育の充実。
主な取組	・生活介助員の派遣や学習支援員の配置等学習支援体制の充実。 ・医療的ケアが必要な児童・生徒を支援するため、看護師を派遣。
方向５	保護者の教育費負担の軽減
主な取組	・就学援助事業を継続し、小中学校教育の振興を継続。

施策６　外国語教育の充実

方向１	外国人との交流を通じ外国の文化に慣れ親しむ機会の推進
主な取組	・ＡＬＴ（外国語指導助手）と外部英語講師の派遣などによる外国語授業の充実。

施策７　生きづらさを抱えた若者の支援

方向１	こども・若者の自殺対策の推進
主な取組	・こども・若者に対する自己理解やこころのＳＯＳの出し方、相談窓口を周知。 ・自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができるゲートキーパーを養成する研修会の実施。 ・性的マイノリティの方々が生きづらい環境の改善を図るため、性的指向・性自認（性同一性）に関する正しい理解の普及啓発。

施策８　青年期の成長を支援する取組の推進

方向１	高等学校の就学支援や就労の支援
主な取組	・経済的理由により、高等学校への就学が困難な生徒に対し奨学資金を給付。 ・音更高等学校へのタブレット端末無償貸与。 ・ハローワークや専門相談先の紹介など就労の初期相談窓口として支援。 ・地域若者サポートステーションとの連携。
方向２	結婚に伴う新生活への支援
主な取組	・若者の新婚世帯の住宅費用、引っ越し費用等を一部補助し婚姻に伴う経済的負担の軽減を図り、少子化対策を推進。 ・音更町・おびしんキューピット連携事業の結婚支援。

【基本目標６】こども・若者が健やかに育つ安全安心なまちづくり

＜現状と課題＞

・現在の家庭状況に即した、子育てしやすく、こども・若者の成長を見据えた住宅の補助や情報を発信します。

・安全・安心なまちであることが、こども・若者の健やかな成長にとって大前提となります。正しい交通安全の教育・指導、道路・公園などのこどもを取り巻く環境への安全管理、外出時の過ごしやすい設備配置、大人たちがこども・若者を守る防犯の意識啓発・情報交換などを行うことで、地域全体で安全なまちを作り、安心して子育てができる機運を醸成します。

施策１　子育てに配慮した住宅の確保

方向１	子育て世帯のライフスタイルや家族構成などに応じた住宅の確保や住宅情報の提供を支援
主な取組	・公営住宅を補完する住宅として、民間の賃貸住宅を借り上げ、転貸する制度の継続。 ・公営住宅を補完する住宅として、子育てに適した民間賃貸住宅を子育て世帯にあっせんし、一定期間家賃を補助する事業の継続。

施策２　安心して外出できる環境の整備

方向１	親子が安全に安心して外出することができる道路交通環境の確保
主な取組	・安全で歩きやすい歩道の確保やゆとりのある歩行空間に配慮した歩道造成、維持管理を推進。 ・通学路や学校・保育園等周辺の危険箇所に、注意啓発看板や自発光警戒灯・赤色回転灯などを設置する交通安全対策の継続実施。

方向２	妊産婦や乳幼児連れの親子が安心して外出できる環境整備への取組
主な取組	・多機能トイレの整備やベビーシート、ベビーチェアなどの設置や授乳室の配置の促進と普及啓発。 ・公園の遊具などの定期点検や補修により、安全管理を図りながら既存の公園の再整備。 ・屋内外のこどもの遊び場の充実。

施策３　交通安全教育の推進

方向１	児童・生徒やドライバーへの交通安全啓発などにより、交通事故のない安全・安心なまちづくりを推進
主な取組	・小学生や園児を対象に、警察や関係機関等の協力により開催している交通安全教室の継続実施。 ・交通安全資材や教材の配布による普及啓発活動の実施。 ・小学校登下校時における交通安全指導員の配置による交通安全に対する意識の高揚と安全確保の取組の継続。 ・旗波街頭啓発やデイ・ライト運動の実施。

施策４　犯罪等の被害防止活動

方向１	こどもを犯罪等の被害から守るため、町内会や関係団体、子ども 110 番の家などの協力や、警察をはじめ関係機関との連携を図り、情報交換や犯罪などの迅速な情報提供による被害の未然防止
主な取組	・地域の実態に即した犯罪被害防止にかかる広報啓発や防犯巡回活動の実施。 ・防犯灯の新設及び適正な維持管理などによる防犯対策の継続実施。